

令和3年 第8回 農業委員会総会

日時 令和3年8月25日（水）午後3時00分

場所 糸満市役所 3 - C 会議室

農業委員

会長 国吉 真昭 代理 大本 秀子 1番 大城 真由美 2番 山城 学
3番 久保田 政子 4番 百次 成仁 5番 杉本 雄靖 6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩 8番 宮里 良淳 9番 玉城 正智 10番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄 2番 金城 正弘 3番 長嶺 淳二 4番 大城 久
5番 賀数 宏 6番 伊敷 幸隆 7番 幸地 豊 8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清 10番 新垣 芳隆 11番 山城 隆次 12番 山城 満
13番 志茂 政安 14番 安谷屋健治

【欠席委員】

9番推進委員 伊礼 幸清 14番推進委員 安谷屋 健治

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 赤嶺 貢

【議事録署名人】

1番農業委員 大城 真由美 2番農業委員 山城 学

【議事日程】

- 日程第1 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第34号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について
日程第4 議案第35号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画に
ついて
日程第5 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地
利用配分計画案に係る意見について

令和3年 第8回 総会 議事録

事務局	<p>これより令和3年第8回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】 それでは令和3年第8回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は1番農業委員の大城真由美さん、2番農業委員の山城学さんでお願いします。次回調査委員は、3番農業委員の久保田政子さん、4番農業委員の百次成仁さん、12番推進委員の山城満さんでお願いします。</p> <p>【議事日程】 日程第1 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(2件) 日程第2 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(7件) 日程第3 議案第34号 農地移動適正あっせん事業のあっせん委員の指名について(3件) 日程第4 議案第35号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(24件) 日程第5 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用配分計画案に係る意見について(2件)</p> <p>【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願ひします。</p>
事務局	<p>それでは2ページをお開き下さい。1番は喜屋武の1筆で売買による所有権移転であります。2番は喜屋武の3筆及び福地の1筆で計4筆であり3年間の使用貸借権の設定であります。以上です。</p>
会長	<p>只今の案件について疑問質問があればよろしくお願ひします。 なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか?</p>
委員	<p>異議なし。</p>

会長	<p>それでは議案第 32 号は可とします。次に議案第 33 号について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>4 ページをお開き下さい。農地法第 5 条 7 件ありますが、先に 6 件を審議したいと思います。1 番は阿波根の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。2 番は伊原の 1 筆で第 2 種農地であります。売買による所有権移転で車両置場への転用であります。3 番は米須の 1 筆で第 2 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。4 番は賀数の 1 筆で第 2 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。5 番は北波平の 1 筆で第 1 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。6 番は座波の 1 筆で第 1 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。とりあえず、6 件を先に審議して頂きたいと思えます。以上です。</p>
会長	<p>現地調査員の報告をお願いします。</p>
委員	<p>3 名にて現地を調査しましたので、報告します。1 番の阿波根については、畑や宅地に囲まれた第 1 種農地であります。不許可の例外、集落接続に該当しますので一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。2 番伊原については、周りを宅地に囲まれている第 2 種農地であるため車両置場への転用は問題無いものと判断しました。3 番米須については住宅に囲まれた第 2 種農地であるため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。4 番賀数については周りを山林原野及び住宅に囲まれた第 2 種農地であるため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。5 番北波平については、畑や住宅に囲まれた第 1 種農地ですが、不許可の例外住宅接続に該当しますので、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。6 番座波については、畑や住宅に囲まれた第 1 種農地ですが、不許可の例外集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。以上です。</p>
会長	<p>6 番までの案件について、疑問質問があればお願いします。質問なければ 6 番までの案件について、可としてよろしいでしょうか？</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>1 番から 6 番については、可とします。7 番について説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは7番、先月も審議しました米須の鉱山であります。</p> <p>申請時点で3年以上の採掘計画（7.8年）があるものに対し、一時転用許可を行うことが妥当なのか？果たして一時転用と言えるのか？整合性はとれるのか？糸満市農業委員会では判断する材料が乏しく、国県へ確認中であり、そのため現段階においては判断が出来ない状況。及び様々な意見を農業会議へ報告致しました。常設審議会より7.8年であった計画が、3年の工程となっているので、3年以内の一時転用について、再度議論して頂きたい。鉱山の採掘と農地転用がいっしょになると、話が進まないの切り離してほしい。農業委員会の判断として、許可相当か不許可相当か、その判断をしてほしい。との事で意見差戻しとなり、今回再度審議をお願いします。</p> <p>次に前回の総会意見として、法的に瑕疵が無いから一時転用を農業委員会が認めたとなると、後々大きな問題が生じると思われる。農業委員会は重要な決断を迫られており、一時転用を認めた場合には議会や市政の運営に大きく関わるので、行政の意見も聞き出してほしい。米須地域以外の山城、伊原からの同意や説明会を行うとか？畑の地権者から同意をもらうべき、農道を通るので粉塵被害が出る等様々な意見がありました。その後、市長、副市長と内部調整を行いました。市長、副市長より農業委員会は農地法の一時転用に関して判断して頂きたい。この問題は大きいので、市は農業委員会へ責任を負わず重要な判断を求めています。各個別法により市は判断しておりますので、農業委員は農地法のみにて判断してください。との事でした。</p> <p>農業委員会にて色々意見がありましたが、米須以外の地域からの同意については、糸満市開発行為に関する指導要綱（企画）において、その他市長が認める書類の中にあります。粉塵被害や農作物に対しては、公害防止協定を締結している市民生活環境課が担当となります。農道については、全て農村整備課が担当となり、事前協議により協定書を交わすことになる。</p> <p>景観については、都市計画課が担当で、ガマについても担当課がある。</p> <p>農業委員会が不許可（認めない）も出来ます。2つありますが、粉塵の被害が認められる場合は、不許可にしてもよい。認められると言うのを誰が判断するのか？業者は対策を講じて来ているので、認めないと誰が判断するのか？</p> <p>判断は厳しいのでは。一時転用後に畑を農地に戻すことが義務付けされており、農地への復旧計画書も提出されているため、農業委員会としてどう仕様もないのが現状なのかな？と思います。以上です。</p>
会長	意見や疑問質問があればどうぞ。
委員	粉塵被害について、現状の小さな鉱山周りは粉塵被害を被っているわけで

	<p>す。昨日も話を聞きましたが、粉塵被害はあるとの事ですが、我々ほどの様に判断するのか？</p>
事務局	<p>その業者は、法に基づいて採掘している業者でしょうか。今回の業者は法に基づき提出され、対策も講じて来ていますので、それに対して農業委員会がNOと言えますか？</p>
委員	<p>そうならないですね。</p>
委員	<p>何時から何時まで採掘するのか？子供たちの通学時間には？発破の時間帯は？</p>
事務局	<p>開発については、企画が窓口で、子供達の通学路については、市民生活環境課になる。農業委員会としては4筆について許可か不許可について判断して頂きたい。</p>
委員	<p>戦跡地であり特定公園であることで、感情論が入るのは致し方ないと思うが業者も対処すると言っているのに、あなた達は出来ないとは言えないですよ。最終的には一時転用を認めるのか否の可否を取って決めるべきで、我々としては法に乗っ取ってやるべきでは？</p>
委員	<p>その他、細かな意見等（現場にて、バックホが動いている。：県にて遺骨収集） （碎石のヤードは：現場内にて。3年で終わらないのでは：工程表が3年） （辺野古へ運ぶのでは：切り離して下さい）</p>
会長	<p>色々な思いはあると思いますが、只今の案件について許可としてよいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>只今の案件可とします。次議案第34号あっせん委員の指名について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第34号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について読み上げて説明。</p>

会長	只今の案件同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 34 号は同意とします。次に議案第 35 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは 26 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について 3-90～3-113 までを読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 35 号は可とします。次に議案第 36 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用配分計画案について、事務局説明を願います。
事務局	配分計画について、1-1～1-2 を読み上げて説明。
委員	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願いします。
委員	与座の 2 筆で隣同士だと思いますが、何故 20 円も違うのか？
農政課	借りる人は同じですが、貸し手は違うし、その様に中間管理機構とやり取りを行って合意による。
会長	只今の案件可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

1番 農業委員

大城真美

2番 農業委員

山吹学